

会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年11月)

企業会計基準委員会 アシスタント・ディレクター
にしだ ひろし

西田 裕志

I はじめに

2016年11月14日から11月16日にかけて、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)の会議が開催された。11月のIASB会議では、以下の論点が議論された。

- 開示に関する取組み:重要性の実務記述書
- 概念フレームワーク
- 基本財務諸表
- IFRS基準の維持管理
- 資本の特徴を有する金融商品
- 保険契約

本稿では、同会議において議論された主な事項について、論点の概要及び暫定合意の概要等について紹介する。なお、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update」¹及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

クトのうちの1つとして、IFRSが実際に適用されるにあたり、重要性をどのように適用するのかという点について検討している。

重要性に関しては、2015年10月に、公開草案「IFRS実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」³が公表されている。本公開草案は、会計基準の公開草案としてではなく、実務記述書という規範性のないガイダンスの公開草案として公表されており、コメント募集期限は2016年2月とされていた。

今回の会議で議論された主な論点

公開草案に対するコメントを踏まえた再審議が継続された。今回議論された論点は、以下のとおりである。

- 誤謬
- 特約条項(コベナンツ)
- 受託責任
- 認識及び測定
- IFRS for SMEs基準を適用する企業
- ガイダンスの位置付けと形式



II 開示に関する取組み:重要性の実務記述書

背景

IASBは、開示に関する取組みを構成する複数のプロジェ

主な暫定合意事項

誤 謬

以下の内容が暫定合意された。

- a. 企業が「重要性プロセス」(2016年10月に審議会に提示されたアジェンダ・ペーパー11Dで記述)を適用して、誤謬に重要性があるかどうかを評価する旨を示唆する。
- b. 「累積的誤謬」の重要性の評価は、当期の財務諸表の発行が承認される時点で存在している状況を基礎とすべきである旨を明確化する。
- c. 重要性のある累積的誤謬の訂正方法に関するガイダンスを示すことは避ける。
- d. 誤謬が特定の表示又は結果を達成するために意図的に行われている場合には、誤謬は常に重要性があると示唆するガイダンスを実務記述書から削除する。

特約条項(コベナンツ)

以下の内容が暫定合意された。

- a. 特約条項の存在及び条件、又は特約条項の違反に関する情報の重要性を評価する方法について具体的なガイダンスを実務記述書に記載する。
- b. 上記の評価を行う際に、企業は違反が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに違反が生じる可能性を考慮する場合がある旨を強調する。

受託責任

情報の重要性を評価する際に、企業は当該情報が経営者の受託責任を評価するために必要とされるかどうかを考慮すべきであることが暫定合意された。

認識及び測定

以下の内容が暫定合意された。

- a. 認識及び測定の文脈における重要性の適用に関するガイダンスを、独立のセクションではなく実務記述書の全体を通じて記載する。
- b. 認識及び測定、又は財務諸表に記載される情報の注記における重要性の適用の例を実務記述書に残す。

IFRS for SMEs基準を適用する企業

実務記述書はIFRS for SMEs基準を適用する企業に向けたものではないことが暫定合意された。

ガイダンスの位置付けと形式

IFRS財務諸表への重要性の概念の適用に関するガイダンスはIFRS実務記述書(すなわち、強制力のないガイダンス)とすることが暫定合意された。

今後の予定

今後の会議で、過去の期間の情報への重要性の適用に関するガイダンスについても一度議論する予定である。スタッフは、現在までに完了したデュー・プロセスのステップを要約したペーパーも提示する予定である。

III 概念フレームワーク

背 景

IASBは、現在、概念フレームワークの改訂を進めている。現行の概念フレームワークは、IASBの前身組織である国際会計基準委員会(IASC)が1989年に開発した「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を、2010年に米国財務会計基準審議会(FASB)との共同プロジェクトの成果として公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」によって置き換えたものであるが、内容の一部は1989年に公表された内容がそのまま引き継がれている。

2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に引き続き、2015年5月には、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」が公表された。

今回の会議で議論された主な論点

公開草案に対するコメントを踏まえた再審議が継続された。今回議論された論点は、以下のとおりである。

- ▶ 負債の定義及び補強する諸概念 — 「回避する実際上の能力がない」という規準
- ▶ 負債の定義と補強する諸概念 — 将来の変更のリスクの削減
- ▶ 負債の定義と補強する諸概念 — その他のトピック
- ▶ 「概念フレームワーク」の変更案が作成者に与える影響



主な暫定合意事項

負債の定義及び補強する諸概念—「回避する実際上の能力がない」という規準

以下の内容が暫定合意された。

- a. 公開草案での提案のように、負債の定義を補強する諸概念が、企業は経済的資源の移転を「回避する実際上の能力がない」状態でなければならない旨を明示すべきである。
- b. 公開草案の4.32項で提案した「回避する実際上の能力がない」の意味について概念を精緻化する。精緻化した概念では、企業が移転を「回避する実際上の能力がない」と結論を下すためには次のようになる旨を述べるべきである。
 - i. 考慮される要因は、検討対象となる取引の種類に応じて決まる。例えば、ある種類の取引について、回避する行動のすべてが移転自体よりも著しく不利な経済的結果を有することとなる場合には、企業は移転を回避する実際上の能力がない可能性がある。
 - ii. 企業の経営者が移転を行う意図があることや移転の可能性が高いことだけでは十分ではない。
- c. 「回避する実際上の能力がない」の意味に関して、公開草案で提案した以上の追加的な概念を「概念フレームワーク」に追加することはしない。より詳細な要求事項とガイダンスが「回避する実際上の能力がない」という規準を適用するために必要とされるかもしれないが、その要求事項とガイダンスは検討対象となる取引の種類に応じて決まるので、審議会がその種類の取引についてのIFRS基準を開発する場合にその際に開発する方が適切であろう。

負債の定義と補強する諸概念—将来の変更のリスクの削減

資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトで行う決定の結果として、「概念フレームワーク」に追加した新しい概念を改めて変更する必要となる可能性が出るリスクを削減するために、改訂「概念フレームワーク」に次のものを追加しないことが暫定合意された。

- a. 実務上、負債を持分請求権とどのように区別すべきかの問題にのみ適用される公開草案の以下の2つの記述
 - i. 公開草案の4.33項(b)の、企業が財務諸表を継続企業ベースで作成する場合には、当該企業は、清算時のみ要求される移転について負債を有しない旨の記述
 - ii. 公開草案の4.30項の、企業が自社の資本請求権を

他の者に移転する義務は経済的資源を移転する義務ではない旨の記述

- b. 公開草案の4.31項で提案した現在の義務の記述
この結果、当該記述に含まれていた「回避する実際上の能力がない」という規準と「過去の事象の結果として」という規準の2つの特性を有する請求権は必然的に負債であると示唆するのを回避できることになる。

負債の定義と補強する諸概念—その他のトピック

負債の定義の中の「過去の事象の結果として」という語句の意味を明確化するため、以下の内容が暫定合意された。

- a. 公開草案で提案した、企業の義務の「範囲を設定する」活動ではなく、「当該活動がなければ移転する必要のない経済的資源を移転する義務が生じるか又はその可能性のある」企業の活動に言及する。
- b. 法律の制定（あるいは、何らかの他の強制の仕組み、方針若しくは実務の導入又は声明を行うこと）は、それ自体では企業に現在の義務を生じさせるのに十分ではない旨の明確化を記載する。企業は現在の法律（又は他の現在の強制の仕組み、方針、実務又は声明）が適用される活動を実施していなければならない。

また、公開草案での提案のとおり、以下の内容が暫定合意された。

- a. 資産及び負債の定義には、「現在の」という用語と「過去の事象の結果として」という語句の両方を含めるべきである。
- b. 負債の定義を補強する諸概念は、他の企業による、企業に対する「現在の請求権」を要求すべきではない。
- c. 改訂「概念フレームワーク」には、公開草案の4.25項及び4.26項で資産と負債との対応に関して提案していた諸概念を含めるべきである。
- d. 改訂「概念フレームワーク」には、寄付金、税金又は賦課金のような非交換取引を具体的に扱う諸概念を含めるべきではない。

なお、公開草案での存在の不確実性の議論については、改訂「概念フレームワーク」において2つの章に分割する予定であることが説明された。

- a. 認識に関する存在の不確実性の帰結についての議論は、認識を議論する章（第5章）に残す。しかし、
- b. 存在の不確実性がどのようにして生じるのかについての議論は、資産と負債の識別に関する章（第4章）に移す。

「概念フレームワーク」の変更案が作成者に与える影響

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」への参照を「財務報告に関する概念フレームワーク」への参照に置き換えることによって、作成者の会計方針が影響を受けるかどうか、その場合にどのように影響を受けるのかを識別するために行った作業の結果について検討した。

これに関しては、何も決定は行われなかった。

今後の予定

2016年12月の会議で、以下について議論する予定である。

- a. 認識の中止
- b. 測定
- c. 資本維持
- d. 事業活動と長期投資
- e. 公開草案「概念フレームワークへの参照の更新」

IV 基本財務諸表

背景

IASBは、基本財務諸表に関して、財務業績計算書の構成（営業利益の開示及び代替的業績指標の利用を含む。）や財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の変更の必要性を検討するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。

今回の会議では、基本財務諸表プロジェクトの範囲の確定に役立てるため、初期的なリサーチ（投資者とのアウトリーチを含む。）の結果を検討した。

これに関しては、何も決定は行われなかった。

今後の予定

2016年12月の会議で、プロジェクトの範囲について議論する予定である。

V IFRS基準の維持管理

今回の会議では、維持管理プロジェクトについて以下の2点に

ついて議論した。

1. IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（長期持分）—デュー・プロセスのステップ

背景

IFRS解釈指針委員会から、関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分（決済が計画されておらず、予見できる将来に決済される可能性も低い貸付金等）について、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に加えIFRS第9号「金融商品」を適用することを明確化するため、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を修正するという提案がなされている。2016年10月の会議で、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案を「IFRS基準の年次改善 2015–2017年サイクル」に含めることが暫定合意されている。

主な暫定合意事項

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案のコメント期間を90日より短くすべきではないことが暫定合意された。

今後の予定

公開草案「IFRS基準の年次改善 2015–2017年サイクル」を2017年1月に公表する予定である。

2. IAS第16号「有形固定資産」の狭い範囲の修正（有形固定資産の試運転の収入及びコスト）—デュー・プロセスのステップ

背景

IFRS解釈指針委員会から、有形固定資産の試運転時に生産した物品の販売による収入に関し、IAS第16号「有形

固定資産」を修正し、有形固定資産項目の取得原価から当該有形固定資産項目を使用可能にする間に生産された品目の売却から生じた収入を減額することを禁止するという提案がなされている。2016年10月の会議で、IAS第16号「有形固定資産」の修正を提案することが暫定合意されている。

主な暫定合意事項

IAS第16号「有形固定資産」の修正案のコメント期間を120日より短くすべきではないことが暫定合意された。

今後の予定

IAS第16号「有形固定資産」の修正案の公開草案を2017年前半に公表する予定である。

VI 資本の特徴を有する金融商品

背景

IASBは、資本の特徴を有する金融商品に関して、負債と資本の分類と、それに関する表示と開示の要求を改善するための潜在的な方法を評価するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。現在は、ガンマ・アプローチ（清算時よりも前に経済的資源を移転する義務、又は企業の経済的価値に依存しない金額の経済的資源を移転する義務のいずれかに該当する請求権を負債として分類するアプローチ）の開発に焦点を当てた議論が進められている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、IAS第32号「金融商品：表示」の第16A項と第16B項（又は第16C項と第16D項）に示されている例外規定が、ガンマ・アプローチの分類及び表示の要求事項を前提とした場合に、依然として必要とされるかどうかを検討した。

主な暫定合意事項

IAS第32号「金融商品：表示」の例外規定はガンマ・アプローチにおいて引き続き必要となる可能性があるため、審議会での議論を将来発行される予定のディスカッション・ペーパーに記載することが暫定合意された。

今後の予定

今後の会議で、次の事項について議論する予定である。

- 資本性金融商品の認識、認識の中止及び分類変更契約における権利及び義務の実質並びに法的要求事項及び規制上の要求事項との相互関係
- 資本性金融商品の認識、認識の中止及び分類変更

VI 保険契約

背景

IASBは、現在、保険契約に関する会計基準の開発を進めている。保険契約に関するプロジェクトは、IASBが1997年に着手しており、2010年には公開草案「保険契約」、また、2013年には改訂公開草案「保険契約」がそれぞれ公表されている。

その後、改訂公開草案に対するコメントを踏まえて審議が続けられてきたが、2016年7月から9月にかけて、参加者とテーマを限定したうえで、外部テストが実施されている。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、外部テスト及びIFRS第17号「保険契約」（仮称。以下同じ。）の文案作成過程で発見した事項を中心に審議が行われた。今回議論された論点は、以下のとおりである。

- 集約のレベル
- 実績調整
- 移行の論点のアジェンダ・ペーパー
- リスク軽減

- その他の整理論点
- IFRS第17号「保険契約」の強制発効日



主な暫定合意事項

集約のレベル

以下の内容が暫定合意された。これらの決定は、契約上のサービス・マージンの測定のための集約のレベルに関する審議会の従前の決定を改訂するものである。

- a. ポートフォリオの定義をIFRS第17号「保険契約」の文案に残す。すなわち、ポートフォリオとは類似したリスクにさらされ単一のプールとして一緒に管理される契約のグループである。IFRS第17号「保険契約」は、各商品ラインの中の契約（年金保険や終身保険など）は類似したリスクを有すると見込まれ、したがって、異なる商品ラインからの契約が同一のポートフォリオにあるとは見込まれないというガイダンスを示すことになる。
- b. 不利な契約を開始時に識別し、開始時に不利でない契約とは区分してグループ分けすることを企業に要求する。IFRS第17号「保険契約」は、契約開始時に利用可能な情報に基づいて契約を他の契約と同じグループにすることができると企業が判断できる場合には、企業はそれらの契約を一緒にして測定できるというガイダンスを示すことになる。
- c. 開始時に不利でない保険契約を、ポートフォリオを2つのグループ（不利になる重大なリスクのない契約のグループとその他の収益性のある契約のグループ）に分割することによって測定することを企業に要求する。IFRS第17号「保険契約」は次のようなガイダンスを示すことになる。
 - i. 企業は、あるグループの中の契約が不利になるリスクを、見積りの変更に関する企業の内部報告と整合的な方法で評価すべきである。
 - ii. 企業は、グループの中の契約が不利になるリスクを、見積りの変更（発生したならば当該契約が不利になるもの）に対する履行キャッシュ・フローの感応度に基づいて評価すべきである。
 - iii. 企業はポートフォリオを2つよりも多くのグループに分割することが認められる。例えば、企業の内部報告によ

り、契約が不利になる異なるリスクを区別する情報が提供される場合には、企業はポートフォリオをより多くのグループに分割することを選択できる。

- d. 発行時期の相違が1年を超える契約を企業が同じグループとすることを禁止する。
- e. 契約グループに係る契約上のサービス・マージンを時の経過に基づいて配分することを企業に要求する。したがって、契約上のサービス・マージンは当期及び予想残存カバー期間にわたり配分すべきであり、当該配分は、当該グループの中の契約の予想されるデュレーション及び規模を反映して、カバー単位を基礎とすべきである。

また、企業が契約上のサービス・マージンに係る利息の発生計上に加重平均割引率（平均する期間は1年以内とする。）を使用することを認めるべきであることが暫定合意された。

実績調整

一般モデルで測定される契約について、次のことが暫定合意された。

- a. 実績調整が将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更を直接に生じさせる場合には、実績調整と将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更を合計した影響額を、契約上のサービス・マージンの修正とせずに、純損益に認識すべきである。
- b. 実績調整が将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更を直接に生じさせるのは、契約グループの将来の権利及び義務（すなわち、カバー単位の数）の変更を生じさせる場合のみであり、当該権利及び義務の測定だけの変更を生じさせる場合ではない旨を説明するガイダンスをIFRS第17号「保険契約」に追加すべきである。既存の権利及び義務のみの測定の変更は、実績調整によって直接に生じるものではない。

また、変動手数料アプローチを用いて会計処理される契約について、次のものを、契約のサービス・マージンの修正とせずに、純損益に認識すべきであることが暫定合意された。

- a. 基礎となる項目に影響を与えない非財務リスクから生じる実績調整
- b. 将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りにおいて直接に生じた変動

移行の論点のアジェンダ・ペーパー

次のことが暫定合意された。

- a. 企業はIFRS第17号「保険契約」の要求事項をIAS第

8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って保険契約のグループに遡及適用しなければならない。ただし、実務上不可能である場合は除く。

- b. 企業がグループを遡及的に識別できない保険契約のグループ及び遡及適用が実務上不可能な保険契約のグループについて、企業は修正遡及アプローチ又は公正価値アプローチを選択することが認められる。修正遡及アプローチが実務上不可能である場合には、企業は公正価値アプローチを使用しなければならない。

修正遡及アプローチ

次のことが暫定合意された。

- a. 修正遡及アプローチの目的は、合理的で裏付け可能な情報を用いることで可能となる遡及適用に最も近い結果を達成することであるべきである。
- b. 企業は、アジェンダ・ペーパー 2 Eの付録Bに定める修正を使用することを認められるべきであるが、修正遡及アプローチの目的を満たすために必要な最小限の修正を使用しなければならない。
- c. 修正遡及アプローチを適用する際に、企業は完全遡及アプローチを適用したならば使用されたであろう情報を最大限に使用しなければならないが、過大なコスト又は労力をかけずに利用可能な情報以外は使用する必要はない。

変動手数料アプローチ

企業は契約上のサービス・マージンの算定を、アジェンダ・ペーパー 2 EのB 8項に定めている変動手数料アプローチについての認められた修正を用いて、適用開始日現在ではなく表示する最も古い期間の期首現在で行うべきであることが暫定合意された。

公正価値アプローチ

公正価値アプローチを適用する際に、(修正遡及アプローチについて提案される変更と整合的に)企業は次の評価をいつ行うべきかに関しての選択を認められるべきであることが暫定合意された。

- a. ある契約が変動手数料アプローチに適格なのかどうか。
- b. 契約をどのようにグルーピングするか。
- c. 一般モデルの対象となる契約に係る見積キャッシュ・フローに裁量権が与える影響をどのように決定すべきか。

したがって、企業は上記の評価を次のいずれかの時点で行うことができる。

- a. 契約の開始時点 — その時点での契約条件及び市場の状況を所与とした場合に企業が決定したであろうことに

関する合理的で裏付け可能な証拠に基づく。

- b. 表示する最も古い期間の期首

また、公正価値アプローチを適用する際には、(修正遡及アプローチについて提案される変更と整合的に)次のようにすることが暫定合意された。

- a. 発行時期の相違が1年を超える契約を同じグループとすることを禁止されない。
- b. 下記のことに、表示する最も古い期間の期首現在の割引率を使用することを認める。
 - i. 企業が一般モデルを適用する契約のグループについて結果として生じる契約上のサービス・マージンの利息発生計上及び修正
 - ii. 無配当契約について企業が保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益(OCI)に分解するという会計方針の選択を行う場合の、純損益における金融収益又は金融費用の算定

開示

企業は、表示する最も古い期間の期首現在で存在していた保険契約と表示する最も古い期間の期首よりも後に発行された保険契約に区分して、下記に関してIFRS第17号「保険契約」で要求される開示を提供すべきであることが暫定合意された。

- a. 契約上のサービス・マージン
- b. 保険契約収益
- c. 保険金融収益又は費用

また、企業は次のことをすべきであることが暫定合意された。

- a. 企業が最初にIFRS第17号「保険契約」を適用する際に表示する最も古い期間の期首現在で存在していた保険契約について開示を提供するすべての期間について、移行時の保険契約の測定をどのように決定したのかを説明する。この説明は、使用した方法と適用した判断の性質及び重大性を利用者が理解する助けとなるべきである。
- b. OCIを通じて公正価値で測定する金融資産について、OCIに含めた累計額の期首残高から期末残高への調整表を開示する(それらの資産が企業の資産負債管理(ALM)を通じて、企業がIFRS第17号「保険契約」を最初に適用する際に表示する最も古い期間の期首現在の割引率を用いて純損益における金融収益又は金融費用を算定する保険契約に関連している場合)。

リスク軽減

変動手数料アプローチを用いて会計処理される保険契約から生じる財務リスクを軽減するためにデリバティブを使用している企業が、所定の要件に該当する場合に、財務リスクの変動の影響を契約上のサービス・マージンから除外することを認めることが暫定合意された。

これは、IFRS第17号「保険契約」の文案のB104項に含まれている特定の財務リスクに適用されるアプローチを、変動手数料アプローチが適用される保険契約に反映されているすべての財務リスクに拡張するものである。

その他の整理論点

残りの整理論点に関するアジェンダ・ペーパー 2 Gにおけるスタッフ提案が同意された。また、審議会メンバーがスタッフに将来の会議で検討するよう提起した他のトピックはなかった。

IFRS第17号「保険契約」の強制発効日

次のことが暫定合意された。

- a. (IFRS第17号「保険契約」が2017年前半に公表されると想定して)企業はIFRS第17号「保険契約」を2021年1月1日以後に開始する事業年度に適用すべきである。これは、IFRS第17号「保険契約」の公表から強制発効日までに3年半から4年の期間を与えることになる。

- b. 企業は、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も同時に適用する場合、IFRS第17号「保険契約」を2021年1月1日より前に適用することができる。

今後の予定

次のことを行うために文案作成プロセスを継続する予定である。

1. 今回の会議で行われた決定をIFRS第17号「保険契約」の改訂後の文案に反映する。
2. IFRS第17号「保険契約」の更新後の文案について致命的欠陥の有無のレビューを厳選した外部者に依頼する。
なお、IFRS第17号「保険契約」は2017年前半に公表される予定である。

<注>

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2016.shtml (会員限定)
- 3 本公開草案の内容に関する詳細な解説については、本誌2016年1月号を参照されたい。